

法の中の女性と男性

～法が定める男女平等について～

「男性はすぐに再婚できるが、女性には再婚禁止期間がある」
など、平等と思われている法律にも男女差があります。

弁護士の視点から法や制度を読み解き、私たちの暮らしに関係する法制度について考えてみませんか！



どなたでも
参加できます

日時 平成 28 年 **9 月 29 日** (木)
13 時 30 分 ~ 15 時 00 分

場所 ゆめぷらっと小城 会議室 5
(小城町 253 番地 21)

講師 力久 尚子 氏
(佐賀中央法律事務所 弁護士)



一時保育

希望される方は、9月27日(火)までに
下記までお申し込みください。



問い合わせ先
小城市役所 企画政策課 市民協働推進係
担当 池田・山田 37 - 6115